

【智頭線遠足及び旅行等利用促進事業助成金】

智頭線利用運賃半額助成

～智頭線を遠足や旅行等で利用してみませんか～

利用条件・対象経費

智頭線利用促進協議会を構成する市町村(※1)に所在する以下の学校や各種団体の皆さんが遠足や部活動などの学校行事、旅行などで智頭線(上郡～智頭間)を利用する場合。

※1 智頭線利用促進協議会を構成する市町村

鳥取県(鳥取市、八頭町、智頭町)、岡山県(美作市、西粟倉村)、
兵庫県(姫路市、相生市、たつの市、上郡町、佐用町、太子町)

【対象】

- 高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園の児童・生徒及び引率教職員の皆さん
- 各種団体(自治会、町内会、老人クラブなど)

【助成対象となる期間】

令和8年8月1日から令和9年2月末日までとする。



智頭線**運賃の半額**(※2)を助成します！

※2 団体割引が適用された場合、適用後の運賃が対象となります。

申請方法

下記、申込先に「郵送」「FAX」「メール」のいずれかの方法で申込書等を送付

※詳細はこちらからご確認ください →



申し込み先(実施主体・お問い合わせ)

智頭線利用促進協議会 事務局

(鳥取県輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局交通政策課内)

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

☎0857-26-7100 FAX0857-26-8107 ✉koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp